

ふくおか県芸術文化祭ロゴマークの使用に係る取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、ふくおか県芸術文化祭（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマーク）

第2条 ロゴマークは別添のとおりとする。

（著作権）

第3条 ロゴマークに関する著作権は、福岡県が所有する。

（使用料）

第4条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用承認申請等）

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という）は、あらかじめふくおか県芸術文化祭ロゴマーク使用申請書（様式第1号）をふくおか県芸術文化祭実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- （1）福岡県内の地方公共団体及び県の外郭団体が使用する場合
 - （2）報道機関が報道の目的で使用する場合
 - （3）ふくおか県芸術文化祭の事業（主催事業、共催事業、助成事業、参加事業）を実施する団体及びその構成団体が使用する場合
- 2 会長は、前項の規定による使用申請があった場合において、その申請者及び内容が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、承認しないものとする。
- （1）ふくおか県芸術文化祭の目的、又は正しい理解の妨げになると認められる場合に沿わないと判断される場合
 - （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員に該当する場合
 - （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）2に規定する営業を行う団体等に該当する場合
 - （4）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う団体等に該当する場合
 - （5）政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがあると認められる場合
 - （6）県の指名停止措置を受けている場合
 - （7）法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う団体等に該当する場合
 - （8）福岡県の信用又は品位を害すると認められる場合

(9) その他、会長が不適当と認める場合

- 3 第1項の承認は、ふくおか県芸術文化祭使用（変更）承認通知書（様式第2号）をもって通知する。
- 4 会長は、必要に応じ、ロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という）及び第5条第1項に規定される者に対してロゴマークの使用状況について、ふくおか県芸術文化祭使用状況報告書（様式第3号）による報告を求めることができるものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 使用者がロゴマークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ふくおか県芸術文化祭ロゴマーク使用ガイドラインに定められたルールに従って使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 承認された用途のみに使用し、会長が付した条件・指示に従うこと。

2 会長は、使用者が前項の規定に従わないときは、必要な改善を求め、又はその使用を中止させることがある。

3 前2項の規定（ただし、第1項第2号及び第3号を除く。）は、第5条ただし書きの場合について準用する。

（使用の非独占性等）

第7条 この要領による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。

（承認内容の変更の申請）

第8条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、ふくおか県芸術文化祭ロゴマーク使用承認変更申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、ふくおか県芸術文化祭ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）をもって行う。

3 変更申請承認後についても、第6条の規定を遵守しなければならない。

（承認の取り消し）

第9条 会長は、ロゴマークの使用がこの要領又は承認内容に違反していると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取り消しは、ふくおか県芸術文化祭ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第5号）をもって通知する。

3 本条第2項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示をしてはならない。

（責任の制限）

第 10 条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、福岡県及びふくおか県芸術文化祭実行委員会はその責めを負わない。

2 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、福岡県及びふくおか県芸術文化祭実行委員会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、令和 7 年 6 月 3 日から施行する。

(別紙)

ふくおか県芸術文化祭ロゴマーク
(基本)



ふくおか県芸術文化祭
Fukuoka Arts and Culture Festival

(横) 1行



ふくおか県芸術文化祭
Fukuoka Arts and Culture Festival

(縦)



ふくおか県芸術文化祭
Fukuoka Arts and Culture Festival

(横) 2行



ふくおか県
芸術文化祭
Fukuoka Arts and Culture Festival